

消防本部からのお知らせ

八雲地域
限定

火災発生時は【サイレンのみ】となっています!

従前、火災発生時は、防災行政無線(屋外スピーカー)から「音声とサイレン」で火災発生をお知らせしていましたが、昨年7月から『火災発生時はサイレンのみ』となっています。消防職員・団員を早急に招集するためのサイレンとなっていますので、ご理解のほどよろしくをお願いします。

※なお、火災等発生場所の問い合わせは、テレホンサービス(☎62-4444)または、ツイッター「八雲消防配信サービス」にてご確認願います。

◆119番は緊急回線です。火災等の問い合わせは行わないよう、ご協力をお願いします。

○救急車は緊急車両です!!

◆「サイレンを鳴らさないで救急車をお願いします」という119番が、多数寄せられています。救急車は緊急車両です!!サイレンを鳴らさないで走行することは出来ませんので、ご理解をお願いします。

◆救急車の早期現場到着の為に…

救急車を呼んだあと、自宅前などで手を振るなどが救急車の早期到着につながりますので、ご協力ください。



問い合わせ先 八雲消防本部 消防課通信指令係 ☎0137-63-2686

森林の土地を取得したときは届け出が必要です

森林の土地(地域森林計画対象民有林)を新たに取得した場合には、事後の届け出として「森林の土地の所有者届け出」が必要です。個人、法人を問わず売買のほか、相続、贈与、法人の合併などにより森林の土地を取得した場合には、所有者となった日から90日以内に市町村長に届け出を行わなければなりません。

届け出書には取得した土地の位置図、登記事項証明書(写しでも可)または土地売買契約書、相続分割協議の目録、土地の権利書の写しなど権利を取得したことが分かる書類の添付が必要です。

【問い合わせ先】

・農林課林業係 ☎0137-62-2203
・熊石総合支所産業課 ☎01398-2-3111

防災無線のお知らせ

防災行政無線の放送内容

災害緊急時にはこんな情報が放送されます

○緊急放送以外

火災発生時のサイレン

○緊急放送

1、全国瞬時警報システム

(J-ALERT)による国からの緊急情報

・緊急地震情報 大津波・津波警報、特別警報など

・有事関連情報 弾道ミサイル情報、航空攻撃情報、大規模テロ情報など

【放送内容(例)緊急地震速報】

上りチャイム↓大地震です(3回繰り返し)↓サイレン吹鳴↓下りチャイムの順で放送します。

2、災害発生時の危険が高まったときの避難情報

避難勧告、避難指示など

【放送内容(例)避難勧告】

上りチャイム↓「こちらは、防災やくもです。遊楽部川の水位が上昇し、今後、氾濫するおそれがあります。このため、「避難勧告」を出しました。直ちに、△△避難所へ避難して下さい」↓下りチャイムの順で放送します。

【問い合わせ先】

総務課防災係
☎0137-62-2111

平成30年度 日本赤十字社 社資募集のお願い

日本赤十字社は、世界各国の赤十字社とともに、戦争や災害、病気などで苦しんでいる人々に救援の手をさしのべています。また、国内でも、地震、台風などによる被災者の救援活動や医療、献血、福祉など、幅広い分野で活動しています。人道を旗じるしに、皆さまの温かい善意にささえられています。

赤十字活動資金においては、毎年5月より募集しています。今年度も募集活動の展開を予定していますので、赤十字の活動へのご支援とご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。